

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 19 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和 38 年岩手県人事委員会規則第 19 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第11条 職員別給与簿には、第 8 条の規定により報告された勤務実績及び次条の規定による通知に基づいて、各給与期間につき次に掲げる事項を給与支給機関が記録するものとする。</p> <p>(1) 給料、給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第30条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）へき地手当（給与等条例第25条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、義務教育等教員特別手当その他の給与の支給額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p>	<p>第11条 職員別給与簿には、第 8 条の規定により報告された勤務実績及び次条の規定による通知に基づいて、各給与期間につき次に掲げる事項を給与支給機関が記録するものとする。</p> <p>(1) 給料、給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（給与条例第30条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）へき地手当（給与等条例第25条の3の規定による手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、義務教育等教員特別手当その他の給与の支給額</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p>
<p>第12条 給与支給権者は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度給与支給機関に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>調整手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び教職調整額に関する事項（支給率、支給額、支給開始年月日又は変更年月日等）</p> <p>(6) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>	<p>第12条 給与支給権者は、職員について次に掲げる事項に異動があったときは、その都度給与支給機関に通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 給料の特別調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び教職調整額に関する事項（支給率、支給額、支給開始年月日又は変更年月日等）</p> <p>(6) [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式（様式第 2 を除く。）中「調整手当」を「地域手当」に改める。

様式第 2 を次のように改める。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。